

# 令和6年度 化学物質対策セミナー

## 災害における化学物質等による被害の未然防止に向けて

### ～化学物質排出把握管理促進法の観点から～

令和6年12月4日

環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課  
係員 磯野 祐輔



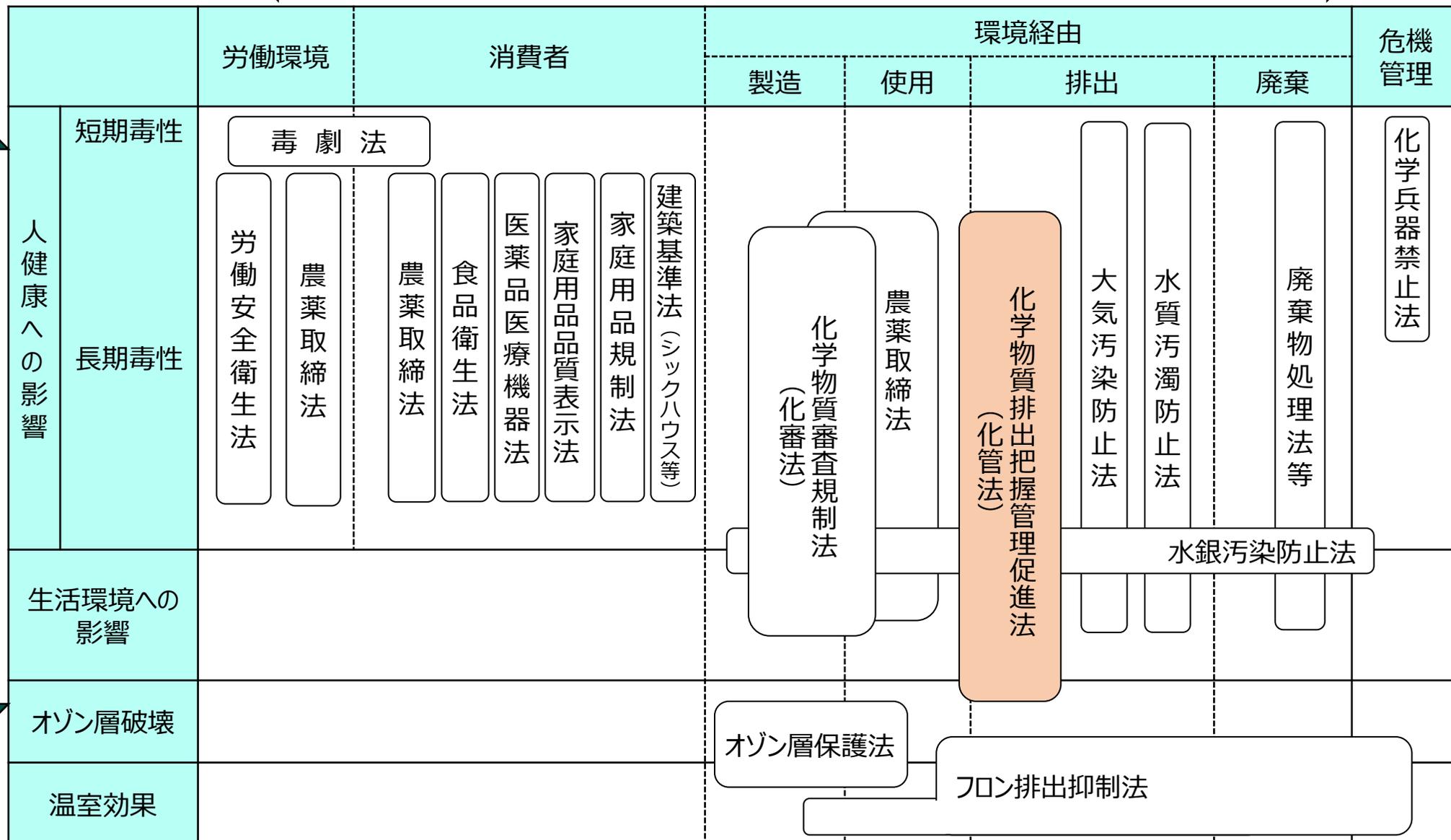
- 1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）における災害・事故時の化学物質対策の位置づけ等**
- 2. 災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集**
- 3. その他対策検討に役立つ情報**
  - ✓ D.Chem-Core（ディーケムコア）
  - ✓ 化学物質アドバイザー制度

- 1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）における災害・事故時の化学物質対策の位置づけ等**
2. 災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集
3. その他対策検討に役立つ情報
  - ✓ D.Chem-Core（ディーケムコア）
  - ✓ 化学物質アドバイザー制度

# 化学物質にかかる日本の法体系

暴露の種類

有害性の種類



# 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要

- 平成11年制定「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」
- 目的は事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止すること
- 対象事業者へ事業活動に伴う化学物質排出量等の届出（PRTR制度）ならびに安全データシートの交付（SDS制度）を義務化

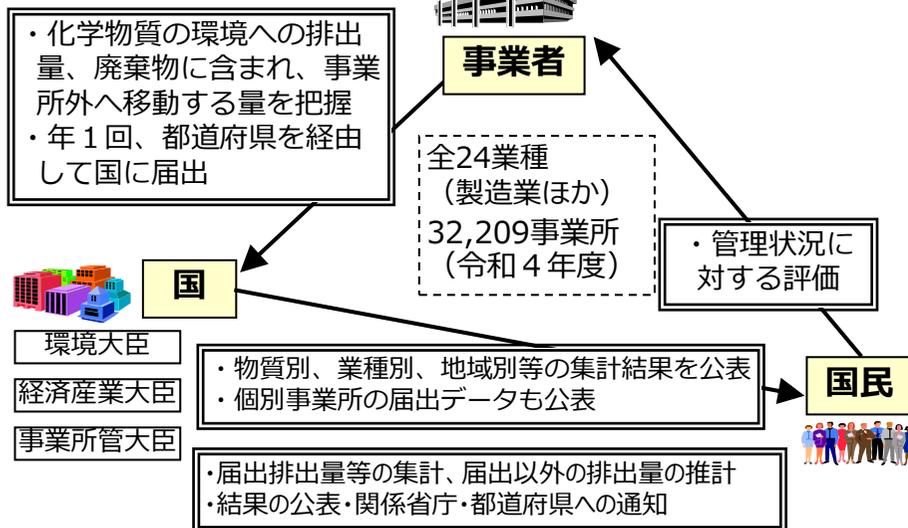
## PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

- ・対象事業者が、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計して公表する制度

対象物質：人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質（515物質）

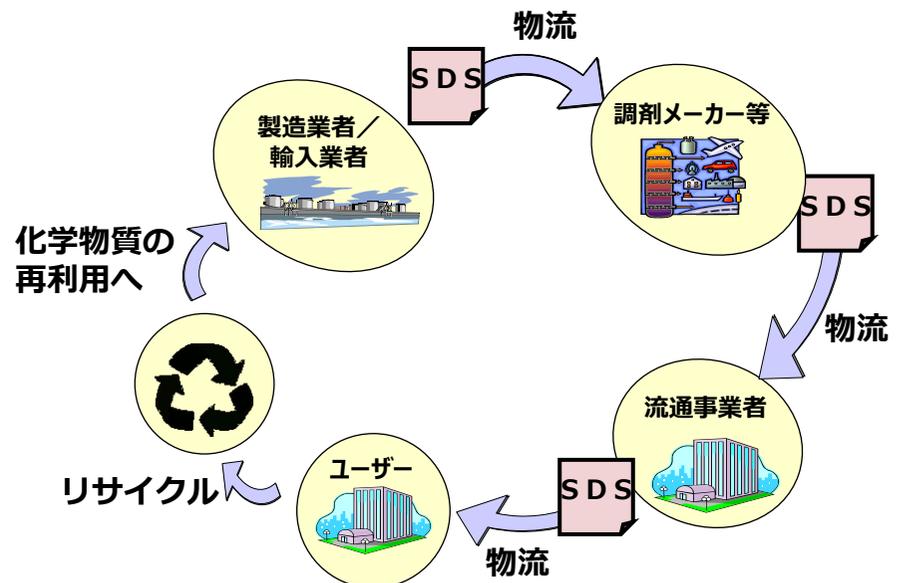
(PRTR制度の仕組み)



## SDS制度

(安全データシート：Safety Data Sheet)

- ・有害性のおそれのある指定化学物質及びそれを規定割合以上含有する製品を他の事業者へ譲渡、提供する際に、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供を義務づける制度



# 近年の自然災害による化学物質の漏えい・流出事案

- 近年、大雨や強大化した台風による化学物質漏えい・流出事案が増加
- 今後も同様の事案が発生する可能性が高く、平時から対策を検討しておく必要性が高まっている

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）



長野県長野市

【福島県郡山市】浸水被害により、郡山市内の隣接した二つの工場からシアン化ナトリウムが流出

【福島県本宮市】浸水被害により、工業廃液リサイクル会社からトリクロロエチレン等の有害物質入りものを含むドラム缶及び一斗缶が阿武隈川に流出

【長野県長野市】メッキ工場において、台風による浸水の影響によりシアン化合物の溶液が漏えい

令和2年7月豪雨



熊本県人吉市

【大分県日田市】倉庫が損壊し、保管していた農薬 976 品目（計674kg）が容器ごと流出し、一部が玖珠川に流出

# 令和元年化管法の見直しでの災害対応にかかる観点

- 化管法の前回見直しから10年が経過しており、この10年間の状況を勘案した見直しが必要
- 経済産業省と環境省にて構成する合同審議会にて審議
- 審議後、令和元年6月に「今後の化学物質環境対策の在り方について（答申）」がなされた

答申では、以下の内容が盛り込まれた

## ① 対象化学物質の見直しの考え方

- ✓ 対象とする候補物質（母集団）
- ✓ 有害性の判断基準
- ✓ 環境中での存在に関する判断基準
- ✓ 環境保全施策上必要な物質の追加

## ② 特別要件施設の点検

- ✓ 特別要件施設である廃棄物焼却処理施設は、水俣条約に基づく大防法の措置（水銀測定）により測定が義務づけられたことから、水銀及びその化合物を届出対象に追加

## ③ 届出データの正確性の向上

## ④ 災害に対する既存のPRTR情報の活用及び情報共有

## ⑤ 廃棄物に移行する化学物質の情報提供のあり方



URL ▶ <https://www.env.go.jp/content/900437720.pdf>

答申全文はこちらから  
ご参照ください

災害対応の観点でPRTR情報を活用した  
情報共有を行う有用性等が触れられた

# 令和元年化管法の見直しでの災害対応にかかる観点

令和元年答申に**事業者・地方公共団体の災害対応措置を強化する観点**から以下が盛り込まれた

- ✓ 地方公共団体によるPRTRの届出排出・移動量の有効活用、事業者の自主的な情報共有の取組の促進
- ✓ **平時からの地方公共団体と事業者との情報共有**
- ✓ **災害対応時の地方公共団体における既存のPRTR情報の活用及び必要に応じた事業者の確認 等**

## <事業者による取組強化>

### 「化学物質管理指針」の改正※1

- ・地方公共団体との連携（情報共有）
- ・災害による被害の防止に係る平時からの取組

2022年11月4日公布

「化学物質管理指針：災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」の策定※2

2024年2月公表

## <行政による取組強化>

「地方公共団体環境部局における化学物質に係る災害・事故対応マニュアル策定の手引き」の改訂

2022年3月31日公表

●環境省において検討中

災害・事故への対応力強化に係る地方公共団体間連携等の枠組み構築

※1：8～9スライド目で説明  
※2：10スライド目以降で説明

# 令和元年答申を受けた化学物質管理指針の改正



- 令和4年11月に化学物質管理指針を改正※し、災害による指定化学物質等による被害未然防止の促進等を追加

※指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示（令和4年11月公布）

## 化学物質管理指針とは？

- 化管法第3条第1項の規定に基づき
  - ✓ 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し
  - ✓ 環境の保全上の支障を未然に防止するため、
  - ✓ **指定化学物質等取扱事業者が講ずべき指定化学物質等の管理に係る措置**を定めたもの
- 事業者は本指針に留意して
  - ✓ 事業所における**指定化学物質等の取扱い等に係る管理**を行う
  - ✓ その管理の状況に関する**国民の理解を深めるよう努めなければならない**



管理指針はこちらから  
ご参照ください

# 令和元年答申を受けた化学物質管理指針の改正



- 令和4年11月に化学物質管理指針を改正※し、災害による指定化学物質等による被害未然防止の促進等を追加

※指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示（令和4年11月公布）

事業者が留意すべき措置のうち、「その他配慮すべき事項」として以下2点の追加

## ① 地方公共団体との連携

事業所における**指定化学物質等の管理の状況について**、当該事業所の所在地を管轄する**地方公共団体に適切な情報の提供を行うよう努める**こと。

- ✓ 指定化学物質等取扱事業者が講じる、化学物質管理指針に留意した**指定化学物質等の管理の状況等が情報共有の対象**
- ✓ **平時からの地方公共団体との情報共有の促進**

## ② 災害による被害の防止に係る平時からの取組

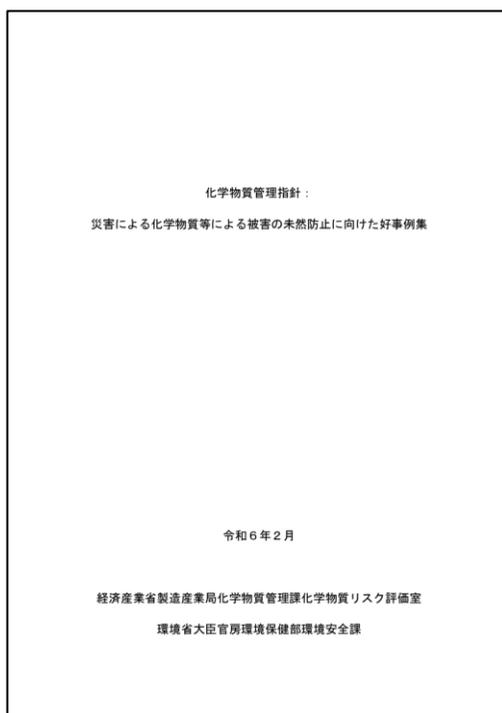
災害発生時における**指定化学物質等の漏えいを未然に防止するため**、具体的な方策を検討し、**平時から必要な措置を講ずる**こと

- ✓ 災害の発生状況や災害による被害の防止に係る平時からの取組は、**地域や事業所、化学物質ごとに異なる**
- ✓ **未然防止のための自主的な方策検討**と必要な措置の実施を促進

# 化学物質管理指針の改正を踏まえた好事例集の公表

- 化学物質管理指針の改正を踏まえ、事業者が指定化学物質等の適正管理に係る自主的な取組の参考となるよう「**災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集**」を作成
- 令和6年2月に環境省・経済産業省のHPにおいて公表

## 好事例集の構成



### I. 地方公共団体との連携

1. 地方公共団体への情報提供
2. 地方公共団体との災害対策の共同実施

### II. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧
3. 指針項目における取組事例

### ■ 参考資料 地方公共団体独自の化学物質管理制度

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）における災害・事故時の化学物質対策の位置づけ等
2. 災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集
3. その他対策検討に役立つ情報
  - ✓ D.Chem-Core（ディーケムコア）
  - ✓ 化学物質アドバイザー制度

## I. 地方公共団体との連携

### 1. 地方公共団体への情報提供

#### 2. 地方公共団体との災害対策の共同実施

##### (1) 平時における情報提供

###### 平時からの共有が望ましい情報例

- ✓ 災害による被害の防止対策
- ✓ 災害・事故発生時の対応・対応体制
- ✓ 貯蔵・保管状況等
- ✓ 指定化学物質の管理状況に関する情報



被害の規模や範囲、  
措置が必要な位置などの推定に活用

##### (2) 災害時等における情報提供

###### 災害事故時に情報共有が望ましい情報例

- ✓ 災害発生時の事故の発生や状況等の関係機関への情報提供
- ✓ 汚染の状況、講じた応急措置の内容、災害後、原因を調査した上での再発防止策等の関係機関への情報提供  
(災害による漏えい・流出時、人の健康・生活環境に被害が生ずるおそれがある場合等)

※情報の提供方法や提供先については、事業所における化学物質の取扱いの実態等に即して所在地の地方公共団体とご相談ください。  
※本指針による措置に相当する措置が、関係法令の規定等に基づいて既に行われている場合にこれを重複して行う必要はありません。  
※機密情報の公開を求めるものではありません。

## I. 地方公共団体との連携

1. 地方公共団体への情報提供

**2. 地方公共団体との災害対策の共同実施**

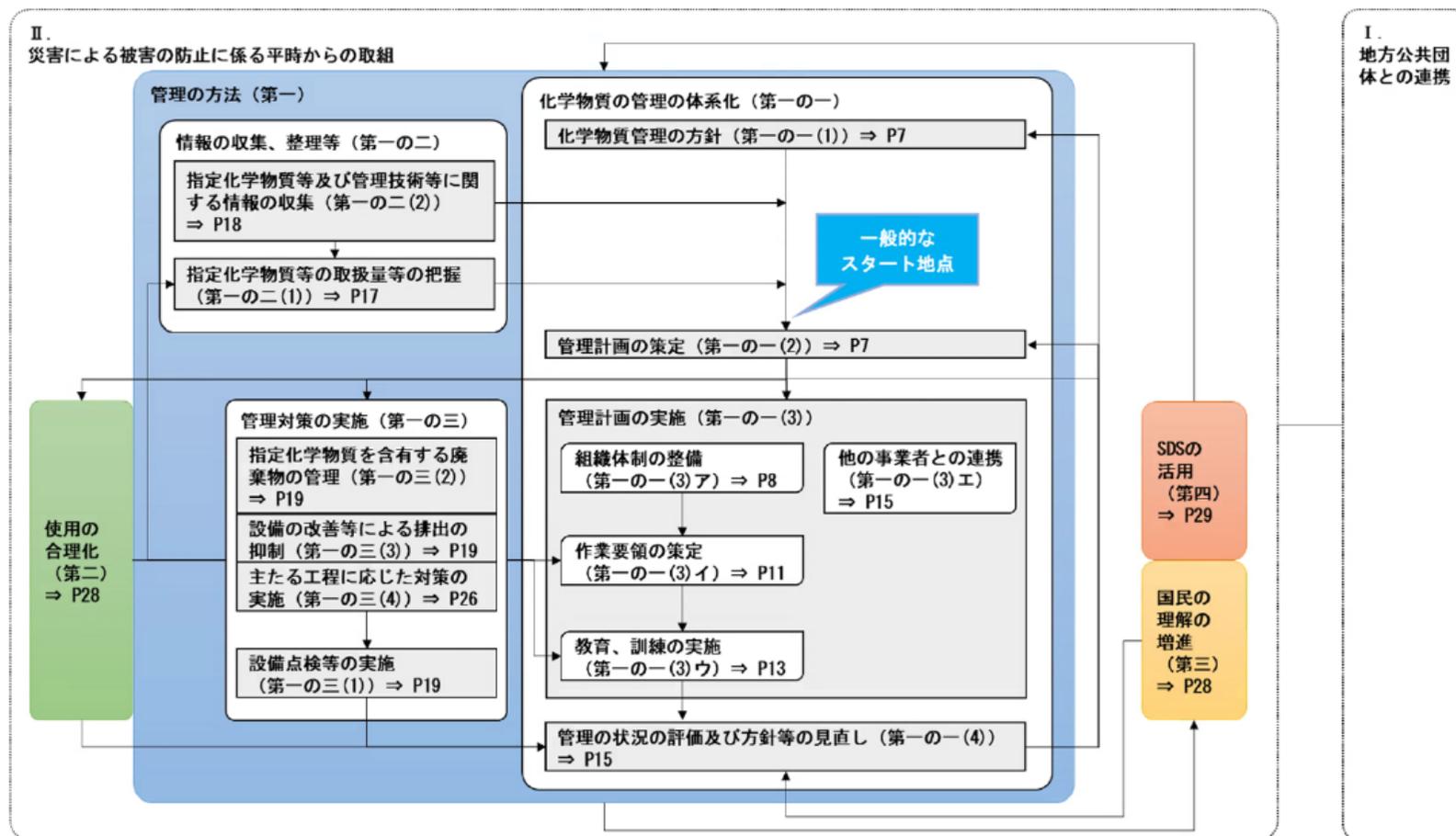
例えば、以下のような取組などが考えられる

- 地方公共団体が実施する防災会議や防災訓練等への参加
- 地方公共団体が開催する地域住民向けの説明会や対話への参加

## II. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

### 1. 指針項目と具体的取組の関係図

2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧
3. 指針項目における取組事例



## Ⅱ. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧
3. 指針項目における取組事例

取組	指針項目
1 施設・設備の点検	第一の三 (1)
2 役割分担や緊急連絡網等の整備	第一の一 (3) ア
3 ハザードマップ等による情報収集	第一の二 (2)
4 視察や立入検査の受入	地方公共団体との連携
5 指揮命令系統の確立	第一の一 (3) ア
6 資機材(土のう、水中ポンプ、オイルフェンス、吸着材、中和剤、回収用容器(タンク・ドラム缶等)の常備	第一の三 (3)
7 側溝(流出防止溝)や防液堤の設置	第一の三 (3)
8 保管量・使用量の最適化/最小化	第一の三 (4)
9 施設の運転停止基準や手順の明確化	第一の一 (3) イ
10 災害時の環境リスクの把握や対策優先度の付与	第一の二 (1)
11 緊急時用電源の確保	第一の三 (3)
12 容器や棚等の転倒・衝突対策	第一の三 (3) (4)
13 緊急時用通信手段(無線機、衛星電話、PHS)の確保	第一の一 (3) ア
14 自然災害による化学物質の漏えい・流出を想定した防災訓練の実施	第一の一 (3) ウ
15 個人用保護具の確保	第一の三 (3)
16 地方公共団体が実施する防災会議や防災訓練等への参加	第一の一 (3) ウ、地方公共団体と
17 床のコーティング	第一の三 (3)
18 漏えい・流出の監視・検知装置の導入	第一の三 (3)
19 建屋や設備の補強	第一の三 (3)
20 保管容器の多段積み禁止	第一の三 (4)
21 化学物質の漏えい・流出を想定した大気や水への拡散予測の実施	第一の二 (1)
22 緊急時用の貯留槽・油水分離槽等の整備	第一の三 (3)

- アンケート調査※結果に基づき事業所が実施している予防的取組を**実施率が高い順に記載**したもの
- 事業所毎に「規模」など異なるものの、**共通する事項**もある  
一例として
  - ✓ 施設・設備の点検
  - ✓ 役割分担や緊急連絡網等の整備
  - ✓ ハザードマップ等による情報収集

※令和2年度に大阪府及び川崎市の協力のもと、同府/同市内の全PRTR制度対象事業所(燃料小売業を除く)を対象として調査されました。

## Ⅱ. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧
3. 指針項目における取組事例

### 掲載例 1 : 作業要領の作成

#### 8. 防災資機材管理要領

1. 防災資機材の置場（防災庫）は、配置図を作成しておく。【別紙8-（1）省略】
2. 防災資機材の品名、数量は「防災資機材一覧表（例）」【別紙8-（2）】に示す。
3. 管理部門は担当部門（例：保安管理担当）を決め、管理責任者は当該課長とする。
4. 在庫の荷合わせは定期的に行い、「防災資機材一覧表」通り資機材・在庫数のあることを確認する。緊急時に使用した場合、また不足の時は直ちに補充する。
5. 食品等で使用期限のあるものは、期限の切れる前迄に新しい物に入れ替える。
6. 荷合わせ時は資機材の保管状態もチェックし、常に良好な状態を保持する。
7. 資機材にサビ・腐食等が発生し著しく使用に不適と思われる物品は新しい物と入れ替える。
8. 在庫になっている資機材で、日常社内で使用されているものは適時入れ替え、常に正常な状態を維持するよう努める。
9. 著しく社員の人数・工場規模等の変動があったときは資機材・在庫すべき数の適否を管理部門が決定する。

- 化学物質管理指針の項目（指針項目）ごとに取組事例を記載
- 図表や写真の**実例等を掲載**することにより、具体的なイメージが浮かぶように整理

図4 防災資機材管理要領の例

## Ⅱ. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧

### 3. 指針項目における取組事例

#### 掲載例 2 : 設備の改善等による排出の抑制



【壁との固定】

スレート壁では強度不足で転倒防止にならないことがある。壁の状態に合った固定が必要。

図9 設備の固定の例

(出典：震災対策の実例集，(一社)日本塗料工業会，平成29年10月1日)



【ドラム缶の横置き落下防止例】



【小型容器の落下防止】

注) 柵の高さより低いものは、柵の隙間から落ちないように、箱等に入れて収納する。

図10 保管棚等の対策（収納容器の転倒・落下・衝突等の防止）の例

(出典：化学物質を取り扱う事業所で今日からできる対策事例、大阪府 環境農林水産部 環境管理室、2022年2月改訂版、震災対策の実例集，(一社)日本塗料工業会，平成29年10月1日)

## Ⅱ. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧

### 3. 指針項目における取組事例

#### 掲載例 2 : 設備の改善等による排出の抑制



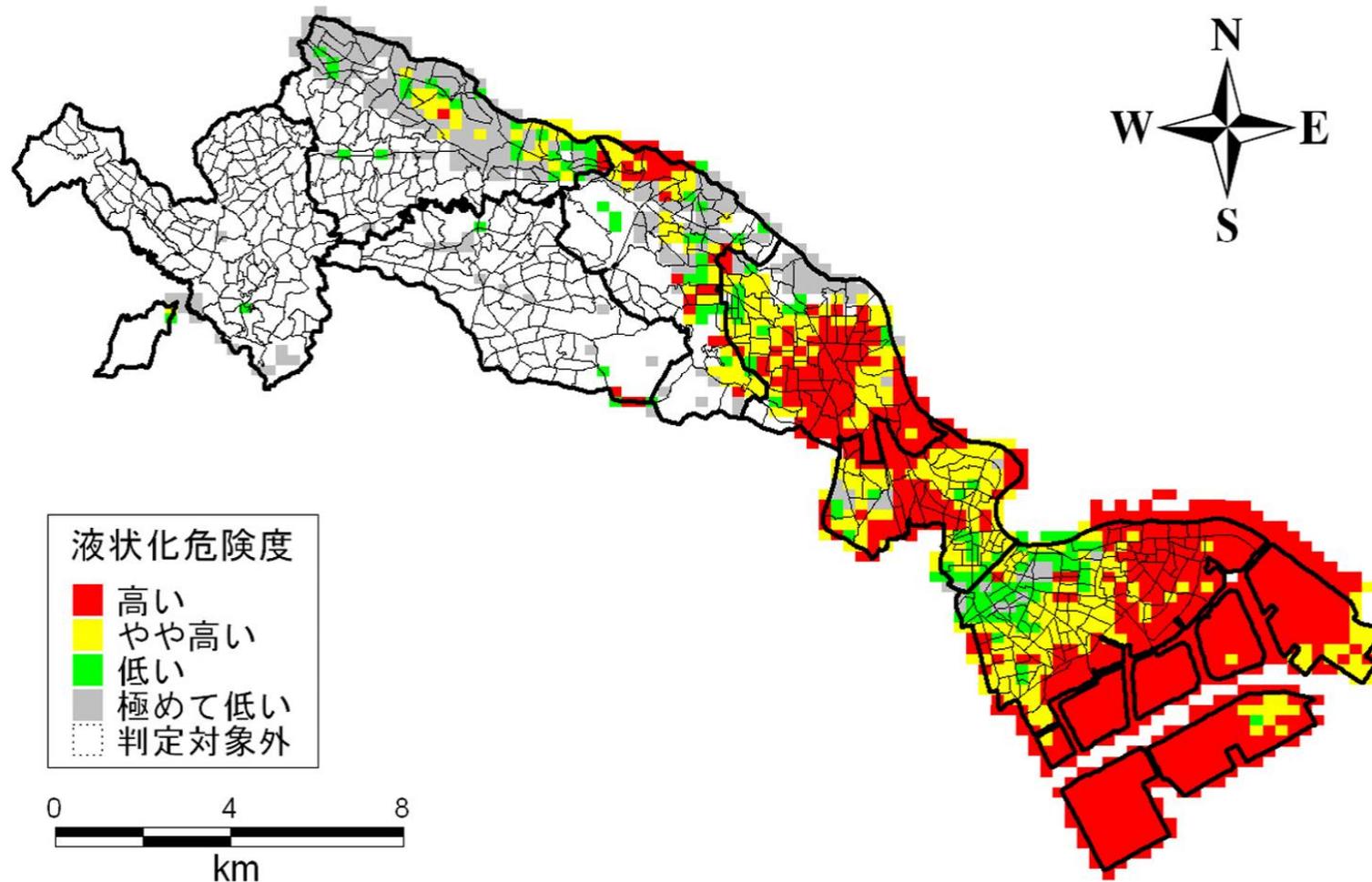
配管の途中に、フレキシブル管等の可とう性配管を入れることにより、地震のゆれによる破断を防止し、配管からの化学物質の漏えいを防止する。

図 11 可とう性配管（フレキシブル管）の導入の例

（出典：震災対策の実例集，（一社）日本塗料工業会，平成 29 年 10 月 1 日）

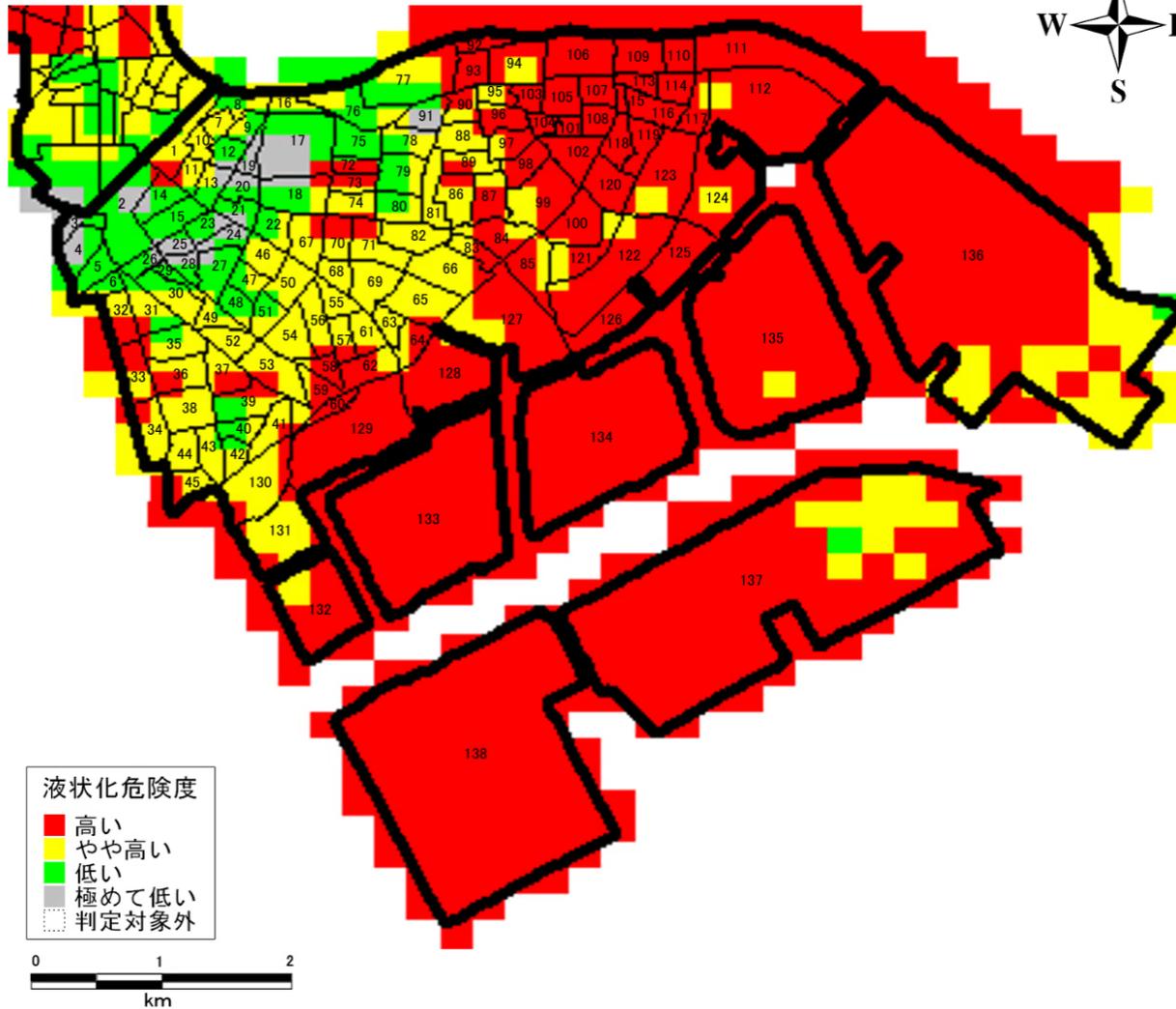
# (ご参考) 川崎市・横浜市におけるハザードマップ

- 川崎市直下の地震の液状化危険度分布 (概要版6ページ下図の拡大版)



# (ご参考) 川崎市・横浜市におけるハザードマップ

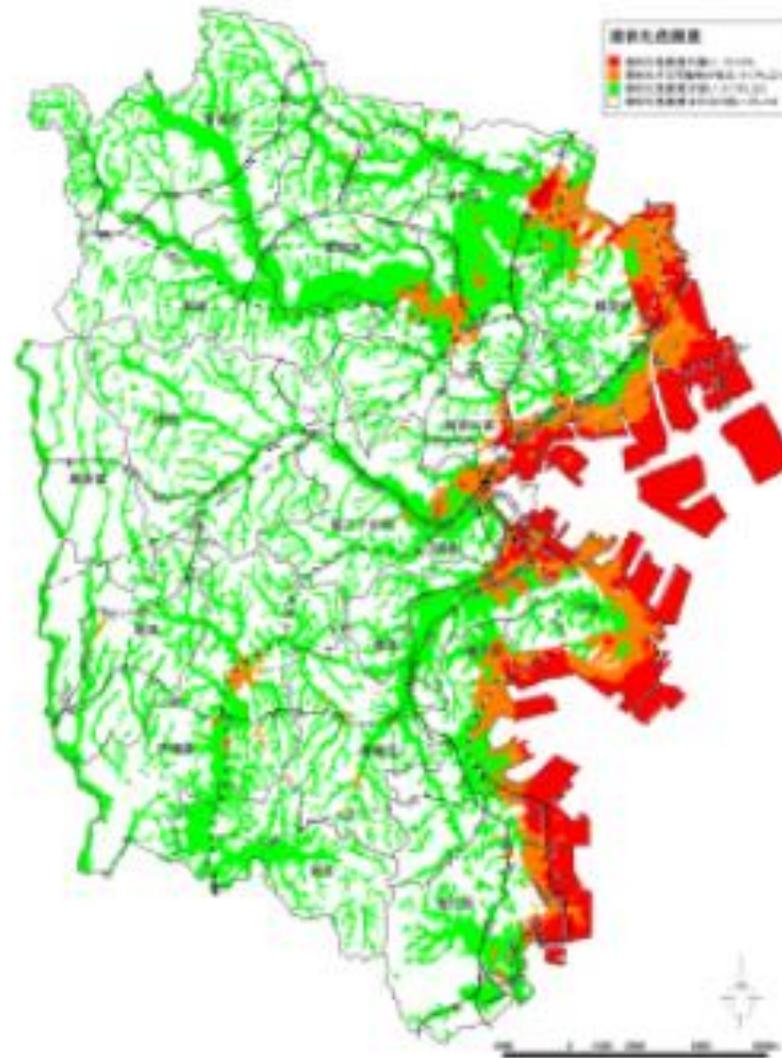
## ● 川崎市直下の地震の液状化危険度分布【川崎区版】



町名	番号	町名	番号
津田1丁目	42	大塚駅前1丁目	90
津田2丁目	43	大塚駅前2丁目	91
津田3丁目	44	大塚河原1丁目	106
津田4丁目	45	大塚河原2丁目	107
津野町	128	大塚公園	97
旭町1丁目	16	大塚本町	95
旭町2丁目	75	大塚町	96
池上新町1丁目	83	台町	98
池上新町2丁目	84	田島町	54
池上新町3丁目	85	田辺新田	130
池上町	127	田町1丁目	115
油田1丁目	5	田町2丁目	116
油田2丁目	6	田町3丁目	117
砂子1丁目	10	千鳥町	135
砂子2丁目	11	塚根	3
伊勢町	78	出来野	108
浮島町	136	殿町1丁目	109
江川1丁目	113	殿町2丁目	110
江川2丁目	114	殿町3丁目	111
駅前本町	1	中島1丁目	72
磯町	19	中島2丁目	73
湯分町	55	中島3丁目	74
磯前町	133	中洲1丁目	92
大川町	132	中洲2丁目	93
黒島	138	中洲3丁目	94
大島1丁目	67	日通町	2
大島2丁目	68	浜町1丁目	61
大島3丁目	69	浜町2丁目	62
大島4丁目	70	浜町3丁目	63
大島5丁目	71	浜町4丁目	64
大島上町	50	荻原島	137
小田町	14	荻原島	13
小田1丁目	35	荻原島1丁目	103
小田2丁目	36	荻原島2丁目	104
小田3丁目	37	荻原島3丁目	105
小田4丁目	38	日ノ出1丁目	118
小田5丁目	39	日ノ出2丁目	119
小田6丁目	40	藤橋1丁目	79
小田7丁目	41	藤橋2丁目	80
小田栄1丁目	52	藤橋3丁目	81
小田栄2丁目	53	藤橋4丁目	82
見塚1丁目	23	富士見1丁目	17
見塚2丁目	24	富士見2丁目	18
川中島1丁目	88	堀之内町	9
川中島2丁目	89	本町1丁目	7
鶴巻1丁目	86	本町2丁目	8
鶴巻2丁目	87	水江町	134
京町1丁目	32	溝町	76
京町2丁目	33	南町	15
京町3丁目	34	南渡田町	129
鶴巻通1丁目	56	宮前町	20
鶴巻通2丁目	57	宮本町	12
鶴巻通3丁目	58	元木1丁目	25
鶴巻通4丁目	59	元木2丁目	26
鶴巻通5丁目	60	夜光1丁目	124
小島町	112	夜光2丁目	125
磯町	22	夜光3丁目	126
桜本1丁目	65	四谷上町	99
桜本2丁目	66	四谷下町	100
堤浜1丁目	120	堤田1丁目	46
堤浜2丁目	121	堤田2丁目	47
堤浜3丁目	122	堤田3丁目	48
堤浜4丁目	123	堤田4丁目	49
下北木	4	堤田山王町	31
昭和1丁目	101	堤田新町1丁目	28
昭和2丁目	102	堤田新町2丁目	29
白石町	131	堤田新町3丁目	30
新川通	21	堤田東町	51
鶴木町	77	堤田向町	27

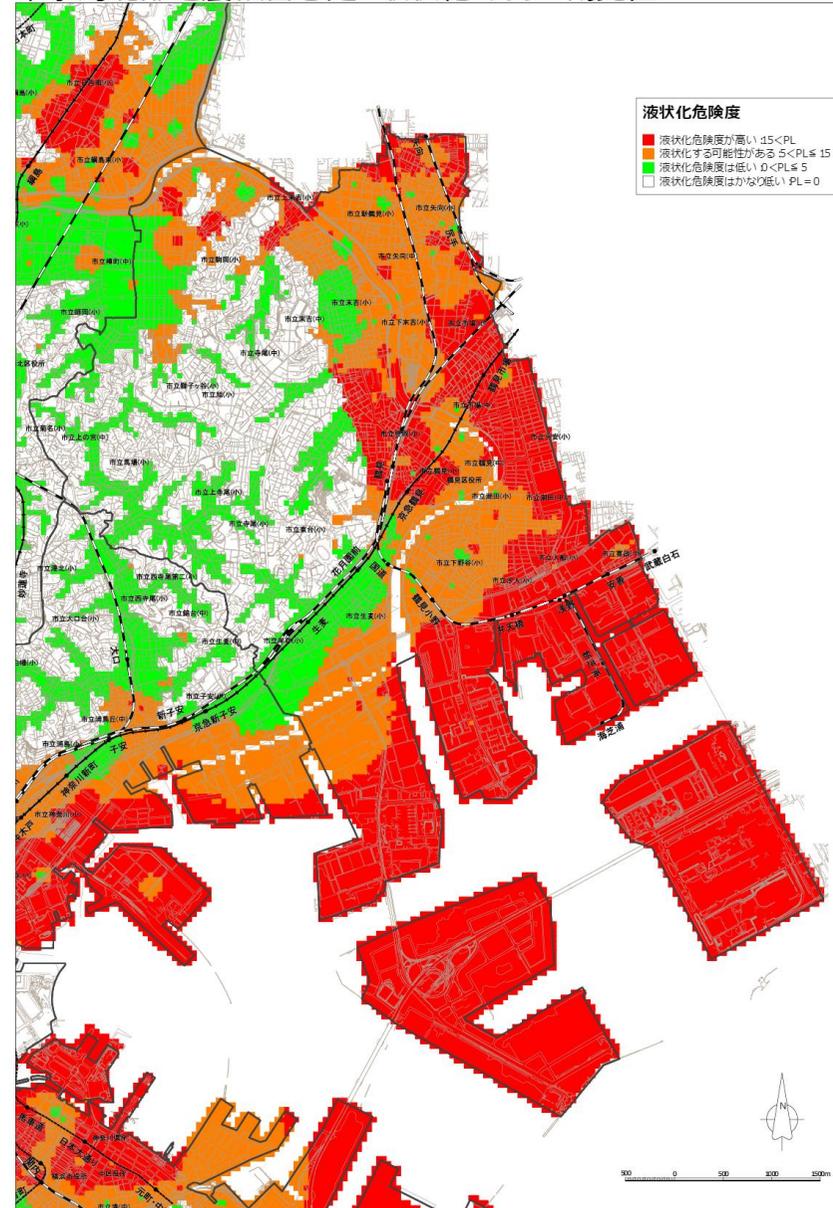
※出典：川崎市HP（液状化危険度分布について、各区版（平成22年3月）） <https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000046739.html>

# (ご参考) 川崎市・横浜市におけるハザードマップ



# (ご参考) 川崎市・横浜市におけるハザードマップ

東京湾北部地震被害想定 液状化マップ 鶴見区



横浜市消防局 平成24年10月作成 横浜市地震被害想定調査に基づいて、市内における50mメッシュごとの液状化危険度評価を行いました。

1:32000

※出典：横浜市HP（液状化マップ（東京湾北部地震）（各区版））  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/ekijioka/wankita.html>

## Ⅱ. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧

### 3. 指針項目における取組事例

掲載例 2 : 設備の改善等による排出の抑制



津波や河川氾濫で屋外にあるドラムの流出防止対策。

図 12 ドラム缶流出防止対策の例

(出典：震災対策の実例集，(一社)日本塗料工業会，平成 29 年 10 月 1 日)

## Ⅱ. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧

### 3. 指針項目における取組事例

掲載例 2 : 設備の改善等による排出の抑制



図13 防液堤の例

(出典：(一社)日本塗料工業会,令和5年4月7日御提供)

## Ⅱ. 災害による被害の防止に係る平時からの取組

1. 指針項目と具体的取組の関係図
2. 自然災害による化学物質の漏えい・流出を防止するための予防的取組一覧

### 3. 指針項目における取組事例

#### 掲載例 3 : 国民の理解の増進

##### 平時における地域住民との災害対策等に関する対話等の実施

###### 《説明会・対話の開催》

- ・ 地域住民を対象とした施設見学の受入
- ・ 地域住民とのリスクコミュニケーションや環境コミュニケーションの実施
- ・ 地方公共団体や業界団体等が開催する地域住民向けの説明会や対話への参加

###### 《地域住民意見の活用》

- ・ 地域住民意見の災害対策等への積極的な取り入れ、改善策への活用

##### 災害発生時等における地域住民への対応等を想定した準備

###### 《組織体制の整備》

- ・ 緊急時の地域住民への情報伝達ルートの作成
- ・ ハンドマイク、広報車両（スピーカー搭載車両）、場外向けスピーカーの確保  
⇒ 第一の一（3）ア 参照

###### 《教育、訓練の実施》

- ・ 近隣住民との防災訓練の実施  
⇒ 第一の一（3）ウ 参照

## 参考資料 地方公共団体独自の化学物質管理制度

### (1) 化学物質管理指針の策定事例

団体	化学物質管理指針の名称
札幌市	化学物質を適正に管理するための指針
宮城県	宮城県化学物質適正管理指針
福島県	福島県化学物質適正管理指針
茨城県	化学物質適正管理指針
群馬県	群馬県特定指定物質の適正な管理に関する指針
埼玉県	特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針

- 化学物質管理指針を策定している地方公共団体や届出を求めている事例を整理

好事例集はこちらから  
ご参照ください

### (2) 平常時において事業者に化学物質管理の状況等に関する届出を求めている事例

	届出書名称	根拠条例等	対象物質	届出要件			内容
				取扱量	業種	従業員数	
札幌市	化学物質自主管理マニュアル	生活環境の確保に関する条例(第85条)	69物質	100kg以上	24業種	21人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、使用目的、規模量等</li> <li>取扱工程</li> <li>管理方法</li> <li>事故・災害の防止対策</li> <li>管理組織</li> </ul>
群馬県	適正管理計画	群馬県の生活環境を保全する条例(第48条)	11物質	500kg以上			<ul style="list-style-type: none"> <li>基本方針</li> <li>適正管理のための情報の収集</li> <li>管理体制の整備</li> <li>管理</li> <li>使用の合理化に関する取組</li> <li>事故時の措置</li> <li>リスクコミュニケーションの促進</li> </ul>
	特定化学物	埼玉県生活	606物質	500kg以上	24業種	21人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>物質の種類 目的及び取扱箇所</li> </ul>



URL ▶ <https://www.env.go.jp/chemi/prt/notification/manage/saigai-jireisyu.pdf>

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）における災害・事故時の化学物質対策の位置づけ等
2. 災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集
3. **その他対策検討に役立つ情報**
  - ✓ D.Chem-Core（ディーケムコア）
  - ✓ 化学物質アドバイザー制度

---

# D.Chem-Core の紹介

---

- 国立環境研究所が災害・事故等に起因して化学物質の環境排出が起きた際に、情報基盤として利用可能なウェブサイト（D.Chem-Core）を構築
- 本サイトを活用することにより、災害・事故等に起因して化学物質の環境排出が起きた際に速やかに情報を得ることが可能

## D.Chem-Core –災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤–

Top 状況別メニュー 目的別メニュー

### はじめに

本ウェブサイト（D.Chem-Core、ディーケムコア、災害・事故時の環境リスク管理に関する情報基盤、Chemical Risk）への対応のために必要な情報を提供することを目的としています。主に事故等に対応する行政担当者や専門家が必要な「状況別メニュー」では災害・事故の状況に応じて必要な情報を取得できるように、「目的別メニュー」では必要な情報があります。

有用な情報を適切に収集・整理することに努めていますが、網羅性や正確性に欠ける部分があるかもしれません。そのいくとともに、使い方が分かりやすくなるようマニュアル等の整備も進めてきたいと考えています。

**NEW** 使い方についてのマニュアルPDFファイル（スライド）を作成しました。 [Download](#)

### D.Chem-Coreについて

▼ D.Chem-Coreの説明

▼ 掲載情報（情報源別物質数）

▼ 利用規約

▼ 作成者について

▼ 問い合わせ先

## ① D.Chem-Coreの目指す方向

- ✓ **専門家・非専門家ともに**利用可能で、非常時のリスク管理の一助になる
- ✓ **どんな災害・事故でも**利用価値がある
- ✓ **初見でもストレスなく**（又はストレス少なく）利用できる

## ② D.Chem-Coreの特徴

- ✓ 決まった使い方を想定せず、**回遊性**（相互に行き来できる）を重視
- ✓ 多角的なメニューを整備し、**様々なニーズへの対応力を強化**
- ✓ システム内外の区別なく情報とリンクを整理（**有用な情報に到達できること**を重視）

---

# 化学物質アドバイザー制度 の紹介

---

# 化学物質アドバイザー制度とは

- 化学物質に関する専門知識や化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々が、市民や事業者、行政の要請に応じて中立的な立場で「**化学物質**」や「**化学物質による環境リスク**」に関する客観的な情報提供やアドバイスを実施
- 本制度を活用することにより、**地域におけるリスクコミュニケーションに役立てることが可能**

化学物質について  
知りたい・学びたいみなさまへ

## 化学物質アドバイザーが お手伝いします

環境省 大臣官房 環境保健部 化学物質安全課  
2024年4月

### 化学物質アドバイザーとは？

化学物質に関する専門知識や、化学物質についての的確に説明する能力等を有する人材として、一定の審査を経て登録されている方々です。市民や事業者、行政の要請に応じて中立的な立場で「化学物質」や「化学物質による環境リスク」に関する客観的な情報提供やアドバイスを行います。化学物質アドバイザーの活動は、環境省の事業として行われており、営利を目的としたものではありません。

**1** リスクコミュニケーションの場で  
皆様の疑問に答える

**2** 化学物質に関する  
勉強会や講演会の講師をする

化学物質アドバイザーの活動する場面は、主に2つあります。

**こんな時にご利用ください**

- リスクコミュニケーションに参加して、化学物質の解説をしてほしい
- 社内の研修で化学物質管理のレクチャーをしてほしい
- 化学物質に関する法規制や最新の知見を紹介してほしい
- 工場からの排ガスや排水中の化学物質について知りたい
- 暮らしの中の化学物質について勉強したい

**リスクコミュニケーションでの役割**

リスクコミュニケーションは、環境リスク等の化学物質に関する情報を、市民、事業者、行政等のすべての関係者が共有し、意見交換等を通して意思疎通と相互理解を図ることです。事業者の取組を地域社会に理解いただき、地域の環境リスクを懸念する方に行いますが、その役割は、それぞれの立場や、持っている情報、化学物質に対する知識が異なります。このような参加者のギャップを埋め、皆様が同じ理解の元に意見交換を行うため、化学物質アドバイザーが分かりやすく情報提供を行います。

### 申請から派遣までの手続き

派遣事務局 依頼者 アドバイザー

担当アドバイザー紹介 問合せフォーム ① 依頼内容の確認

承認書 派遣申請書 ② 事務打合せ

受領書 依頼書 ③ 派遣

受領書 結果報告書 ④

問合せ・派遣申請はこちらから

① 問合せフォーム  
依頼内容をお知らせください。派遣事務局にて担当アドバイザーを予約します。

② 派遣申請書  
担当アドバイザー、依頼内容、派遣日が確定したのち、ご提出ください。

③ 結果報告書  
派遣日から20日以内に派遣事務局へご提出ください。

派遣に関する原費・謝金は、依頼者のご負担をお願いします。謝金は、アドバイザー業務 5,000円/1h、講師 10,000円/1h を上限としています。

※詳細は、化学物質アドバイザー派遣編をご覧ください。

専用サイトやパンフレットを作成しています  
「化学物質アドバイザー制度」  
で検索してみてください！

- 想定しない規模の自然災害が発生する可能性
- 災害に伴う化学物質漏えい・流出リスクの増大
- 平時からの取り組みが重要

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）



令和2年7月豪雨



